別紙３

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 |  |
| 住所 |  |
| 代表者（管理者）名 |  |
| 担当者名・連絡先 | 役職・氏名 | 連絡先電話番号メールアドレス |

（実績等）＊□には、該当するものに■又は☑を記入すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　当該事業に係る最大使用病床数 | 医療法上の病床種別 | 病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神科病床数 |
| 一般病床 | 　　　床 |
|  | 　　　床 |
| 合計 | 　　　床 |
| ２　救急用の自動車等による搬送実績 | 救急用の自動車等による搬送実績期間：（　　　　）年１月～12月※病床機能報告と期間が異なる |
| 上記期間における救急用の自動車等による搬送件数：（　　　　　　）件 |
| ３　その他診療実績　※２において救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は右欄のいずれに該当するかチェックの上記載（内容について説明が記載仕切れない場合には別紙として差し支えない） | □②ア　夜間・休日・時間外入院件数　（　　　　　）件期間：（　　　　）年１月～12月※病床機能報告と期間が異なる□②イ　離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど　　実績等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□③ア　周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等　　　実績等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□③イ　脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療　　　実績等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□④　その他在宅医療　　実績等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ４　2024年４月時点で予定している医師の年の時間外・休日労働時間上限及び水準 | * ９６０時間以下（A水準）
* ９６０時間超え～１８６０時間以下（B水準・C水準）

＊予定している水準全てに☑を付けてください。 |

〔記載上の注意〕

　 「２」については、申請を行う年度の前年１年間（2020年度に届け出る場合は、2019年１月～12月の１年間）の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。

交付要件の確認

（適合する場合に■又は☑を記入すること）

* 以下（１）～（４）全て満たす予定である。

|  |
| --- |
| （１）　勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置する予定である。（２）月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関であり、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えている 又は 全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討している。（３）2024年までに　　・（Ｂ）水準指定を予定している医療機関（（Ｂ）水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）については、（Ｂ）水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下　　・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下　　　となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成した 又は 策定する予定である。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催している 又は 開催する予定である。1. 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
2. 計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

　　　　ア　医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）　　　　 イ　勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施　　　　 ウ　前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）　　　　 エ　予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮　　　　 オ　当直翌日の業務内容に対する配慮　　　　 カ　交替勤務制・複数主治医制の実施　　　　 キ　育児・介護休業法第23条第１項、同条第３項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用　　　（※本計画の実施により、労働時間が短縮状況していることを本補助金の実績報告時に県が確認）（４）勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開する予定である。　 |